

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	令和 7 年 1 月 29 日 警 務 課
1 改正理由 令和 6 年人事院報告を踏まえ、国と同様の「仕事と生活の両立支援の拡充」を図るため、所要の改正を行うもの 2 改正条例 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例 3 改正内容 (1) 超過勤務の免除の見直し 対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大（現行：3 歳未満の子） (2) 介護離職防止のため仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等のため次の内容を義務づけ ・ 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認 ・ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供 ・ 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等） 4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日		